

# 独立行政法人国立病院機構まつもと医療センター面会運用規程

## (目的)

第1条 本規程は、独立行政法人国立病院機構まつもと医療センター(以下、「当院」という)の入院患者への面会について 必要な事項を定め、十分な安全確保・感染拡大防止対策・防犯対策に配慮しつつ、入院患者と家族との交流を図ることで患者の心身の安定に資することを目的とする。

## (面会運用について)

第2条 当院における入院患者への面会は下記に掲げる運用にて行うこととする。

### 1 面会方法について

(1) 面会時間 14時00分～17時00分

受付時間 14時00分～16時30分

(2) 面会受付方法等

面会当日14時00分～16時30分までに委託職員により面会受付する。

#### ・面会受付場所

平日:正面玄関 または 西側駐車場出入口

休日:時間外(休日・夜間)出入口

※休日とは、土曜日・日曜日・祝日・年末年始(12月29日～翌年1月3日)をいう。

#### ・面会受付手順

面会者は面会受付場所にて「面会等受付簿」の記載をする。

委託職員は「面会等受付簿」記載内容を確認後、「面会許可証」を渡す。

委託職員は必ず面会前のアルコールによる手指消毒及びマスク着用の案内をする。

面会者は「面会許可証」を着用して病棟に行く。

(3) 1回の面会時間 原則30分以内(1家族につき同日1回まで)

(4) 面会可能人数 1日2名まで

(5) 面会可能な方

同居家族、配偶者、2親等以内の親族(親子、祖父母、兄弟・姉妹、孫)、  
キーパーソンの方

※上記に関わらず、院内感染防止のため以下の場合には面会を制限する。

- ・発熱、感冒症状、嘔吐や下痢等の体調不良者
- ・周囲(学校・職場など)に感染症の罹患者がいる場合
- ・小学生以下のお子様のご面会

(6) 面会場所

面会場所は病室内又はデイルームでの面会を可能とする。

大部屋の入院患者で移動可能な場合、デイルームでの面会可能とする。ただし、移動困難な場合の大部屋での面会は、カーテンで仕切った面会とする。

外来、1階廊下など、病棟以外での面会は禁止とする。

(7) その他

荷物については、面会の際に直接患者さんに受け渡しを可能とする。

(面会時における留意事項について)

第3条 入院患者に面会する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 静肅を旨とし、他の患者に迷惑を及ぼさないよう努めること。
  - 二 病院が定める面会受付方法や面会時間・人数・面会可能な方(続柄)・指定された面会場所等を守ること。
  - 三 病院敷地内での飲酒・喫煙など、院内で禁止された行為を行わないこと。
  - 四 見舞品として飲食物等を持ち込む場合、患者が入院する病棟の看護師長又は看護師長業務を代行する者の許可を得てこれを行うこと。
  - 五 面会后3日以内に体調不良や感染症(新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等)に罹患した場合は、病棟へ連絡すること。
  - 五 その他、入院患者や職員に対して迷惑となる行為を行わないこと。
- 2 前項各号に違反した場合、病棟の看護師長又は看護師長業務を代行する者は、直ちにその面会を中止することができる。

(主治医判断による面会の制限等について)

第4条 患者の主治医が当該患者の病状等を鑑みて、医学的見地から面会を行うことが不適切と判断した場合は、個別に面会を制限することができる。

- 2 主治医からの病状説明、在宅指導、終末期の看取り、手術・検査の付き添い、病院が認める事項の場合は、面会と別に調整することとする。

(感染症流行時等の対応)

第5条 院内感染発生状況、地域における感染症流行状況その他病院運営上必要がある場合は、感染対策委員会の協議を経た上で、病院長は面会を制限又は禁止することができる。

- 2 制限の解除又は緩和は、感染状況の改善等に応じ速やかに検討するものとする。

(本規程の定期的な見直しについて)

第6条 本規程については、年1回以上見直しを行うこととする。

附 則 本規程は令和8年5月26日より施行する。